県　章

滋賀県公報

令和７年（2025年）
４　月　１１　日
第　６０４　号
金　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次

○　告　　示
道路区域の変更（道路保全課）……1
○　公　　告
緊急防災工事計画決定公告（耕地課）……2
一般競争入札の公告（教育総務課）……2
○　農業農村振興事務所公告
土地改良区役員就任公告（東近江）……3
土地改良区役員退任および就任公告（東近江）……4
土地改良区定款変更認可公告（東近江）……5
○　公安委員会公告
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告（生活安全企画課）……5
○　労働委員会告示
滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等……7
○　道路公社公告
琵琶湖大橋有料道路の料金の徴収期間の変更公告……8

告　　示

滋賀県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和７年４月11日から令和７年４月25日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和７年４月11日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	木之本高月線	長浜市高月町雨森字上川原52番３地先から	変更後	最小12.2m～最大71.8m	2178.3m	道路改良工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更
		長浜市高月町馬上字流レ2379番１地先まで	変更前	最小7.2m～最大45.0m	2203.8m	

公　告

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定に基づき、県営月輪大池地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））に係る緊急防災工事計画を令和７年３月26日に定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和７年４月11日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　縦覧に供する書類　県営月輪大池地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））緊急防災工事計画書の写し

２　縦覧場所　滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および大津市産業観光部田園づくり振興課

なお、滋賀県のウェブサイト(https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/342144.html)でも閲覧することができる。

３　縦覧期間　令和７年４月11日から令和７年５月14日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和７年５月29日までに審査請求をすることができる。

一般競争入札の公告

滋賀県立学校における学習者用コンピュータの購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項の規定により公告する。

令和７年４月11日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　入札に付する事項

⑴　案件名および数量　滋賀県立学校における学習者用コンピュータの購入（ｉＰａｄ）　2,312台

⑵　案件の内容等　滋賀県立学校の児童生徒等が使用する学習者用コンピュータ（設定、搬入および設置作業を含む。）　2,312台

⑶　納入期限　令和７年８月31日

⑷　納入場所　仕様書別紙３による。

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　入札参加者に必要な資格等（令和７年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の分類で登録されている者であること。

大分類：物品　中分類：電子計算機・周辺機器

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　提出不要

４　入札執行の日時、場所等

⑴　入札書の提出場所、仕様書および契約条項等を示す場所　滋賀県教育委員会事務局教育総務課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4518　電子メール　scict@pref.shiga.lg.jp

⑵　仕様書および契約条項等を交付する期間　令和７年４月11日(金)から令和７年５月12日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）および令和７年５月13日(火)の９時から正午まで

⑶　入札説明会の日時および場所　行わない

⑷　入札書の提出期間　令和７年５月２日(金)９時から令和７年５月13日(火)正午まで

⑸　入札書の提出場所および提出方法

ア　電子入札による場合　滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、⑷の入札書の提出期間内に入札するこ

と

イ　持参による場合　紙の入札書を⑷の入札書の提出期間内に⑴に示す場所に持参すること。

ウ　郵送による場合　紙の入札書を⑷の入札書の提出期間内に⑴に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。なお、送料は自己負担とする。

⑹　開札の日時および場所　令和７年５月13日(火)14時30分　滋賀県教育委員会事務局教育総務課

５　入札方法等

⑴　入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成７年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。

⑵　入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

６　保証金　入札保証金および契約保証金については、免除する。

７　契約書の作成の要否　要

８　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請を行った者のした入札

９　落札者の決定方法　滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10　支払条件　前金払および部分払は行わない。

11　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

12　その他必要事項

⑴　代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

⑵　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

⑶　落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑷　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑸　滋賀県議会の議決を要する契約にあっては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。

13　Summary

⑴　Nature and quantity of the service required:Personal computers with delivery and installation included, 2,312 units

⑵　Deadline for tender：12：00, May 13, 2025

⑶　For further information, contact：General Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, ４－１－１ Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520－8577 Japan TEL 077－528－4518 E-Mail scict@pref.shiga.lg.jp

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和７年４月11日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長　　原　　沢　　秀　　幸

理事および監事の別	氏　　名	住　　所

理　事	岩　波　明　美	近江八幡市大中町30番地
理　事	蒲　生　則　子	同　市島町1555番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、土田土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和７年４月11日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長　原　沢　秀　幸

1　退任

理事および監事の別	氏　名	住　所
理　事	川　田　昌　利	近江八幡市土田町７番地
理　事	安　倍　一　夫	同　所1024番地
理　事	川　田　喜一郎	同　所778番地
理　事	廣　瀬　博	同　所1091番地
理　事	豊　本　実	同　所1068番地４
監　事	服　部　新　三	同　所19番地
監　事	若　井　定　男	同　所1066番地
監　事	橋　本　耕　三	同　所799番地

2　就任

理事および監事の別	氏　名	住　所
理　事	川　田　昌　利	近江八幡市土田町７番地
理　事	安　倍　一　夫	同　所1024番地
理　事	川　田　喜一郎	同　所778番地
理　事	廣　瀬　博	同　所1091番地
理　事	豊　本　実	同　所1068番地４
監　事	若　井　定　男	同　所1066番地
監　事	服　部　新　三	同　所19番地
監　事	橋　本　耕　三	同　所799番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、玉緒中部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和７年４月11日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長　原　沢　秀　幸

1　退任

理事および監事の別	氏　名	住　所
理　事	浅　野　健　治	東近江市柴原南町765番地２
理　事	荒　居　泰次郎	同　所993番地
理　事	谷　利　夫	同　市下二俣町506番地
理　事	谷　善　哉	同　所491番地
理　事	藤　川　万　嗣	同　市尻無町136番地
理　事	松　井　良　夫	同　所914番地
監　事	打　越　正　雄	同　市下二俣町421番地
監　事	山　田　光　二	同　市尻無町1620番地

2　就任

理事および監事の別	氏　名	住　所
理　事	浅　野　正　敏	東近江市柴原南町950番地
理　事	武　村　賢　治	同　所974番地
理　事	谷　利　夫	同　市下二俣町506番地

理　事	谷　善哉	同	所491番地
理　事	川越慶次郎	同	市尻無町837番地４
理　事	谷　吉太郎	同	所812番地
監　事	山田林治	同	所572番地
監　事	谷　美登里	同	市下二俣町415番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、津田内湖土地改良区の定款の変更は、令和７年４月３日に認可した。

令和７年４月11日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長　原沢秀幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、日野川流域土地改良区の定款の変更は、令和７年４月３日に認可した。

令和７年４月11日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長　原沢秀幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、玉緒中部土地改良区の定款の変更は、令和７年４月４日に認可した。

令和７年４月11日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長　原沢秀幸

公　安　委　員　会　公　告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習・追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和７年４月11日

滋賀県公安委員会委員長　髙橋啓子

１　講習に係る警備業務の区分等

⑴　警備業務の区分および定員

ア　法第２条第１項第１号に規定する警備業務（以下「１号警備業務」という。）　30人

イ　法第２条第１項第３号に規定する警備業務（以下「３号警備業務」という。）　10人

※　定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。

⑵　種別および講習日時

ア　１号警備業務　新規取得講習　令和７年６月４日(水)から同月12日(木)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　１号警備業務　追加取得講習　令和７年６月10日(火)から同月12日(木)までの午前９時から午後５時まで

ウ　３号警備業務　新規取得講習　令和７年６月４日(水)から同月11日(水) まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前９時から午後５時まで

エ　３号警備業務　追加取得講習　令和７年６月10日(火)および同月11日(水)までの午前９時から午後５時まで

２　修了考査

⑴　１号警備業務　新規取得講習　令和７年６月13日(金)午後１時15分から100分間

⑵　１号警備業務　追加取得講習　令和７年６月13日(金)午後１時15分から35分間

⑶　３号警備業務　新規取得講習　令和７年６月12日(木)午前９時15分から100分間

⑷　３号警備業務　追加取得講習　令和７年６月12日(木)午前９時15分から35分間

３　講習場所　大津市打出浜１番６号　大津市勤労福祉センター

４　講習科目　警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会

規則第２号）第５条および第６条に規定する講習事項

５　受講対象者

⑴　新規取得講習　受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア　最近５年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ　検定規則第４条に規定する２級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

エ　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

オ　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

⑵　追加取得講習　受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア　最近５年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　１級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ　２級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

エ　旧１級検定に合格した者

オ　旧２級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

６　受付期間　令和７年４月15日(火)から同月23日(水)まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。ただし、定員に達し次第、受付を締め切る。

７　申込場所　滋賀県内の最寄りの警察署

８　申込方法　６か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書１通に、次の⑴または⑵に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

⑴　新規取得講習の場合

ア　５⑴アに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）および履歴書

イ　５⑴イに該当する者については、１級検定の合格証明書の写し

ウ　５⑴ウに該当する者については、２級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ　５⑴エに該当する者については、旧１級検定の合格証の写し

オ　５⑴オに該当する者については、旧２級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

⑵　追加取得講習の場合

ア　５⑵アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ　５⑵イに該当する者については、資格者証等の写しおよび１級検定の合格証明書の写し

ウ　５⑵ウに該当する者については、資格者証等の写し、２級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ　５⑵エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧１級検定の合格証の写し

オ　５⑵オに該当する者については、資格者証等の写し、旧２級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

９　受講料　申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。なお、納付した受講料については、申込受理後に申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。

⑴　新規取得講習

ア　１号警備業務　47,000円

イ　３号警備業務　38,000円

⑵　追加取得講習

ア　１号警備業務　23,000円

イ　３号警備業務　14,000円

10　携行品　筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。

11　集合時間等　集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。

12　実施委託　この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。

13　問合せ先　滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話077－522－1231(代表)）または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

14　その他　天災その他不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるので、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

労　働　委　員　会　告　示

滋賀県労働委員会告示第２号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第４条および労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第１号)第68条の規定に基づき、滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。

令和７年４月11日

滋賀県労働委員会会長　　吉　田　　和　宏

氏　名	現　職	委嘱年月日
吉　田　和　宏	滋賀県労働委員会委員 弁　護　士	平成13．４．２
土　井　裕　明	滋賀県労働委員会委員 弁　護　士	平成21．４．１
奥　田　香　子	滋賀県労働委員会委員 元近畿大学法学部教授	平成23．４．１
中　　睦	滋賀県労働委員会委員 弁　護　士	平成31．４．１
川　原　康　司	滋賀県労働委員会委員 特定社会保険労務士	令和７．１．10
白　﨑　直　樹	滋賀県労働委員会委員 江若交通労働組合　執行委員長	平成22．11．26
大　西　省　三	滋賀県労働委員会委員 ＵＡゼンセン滋賀県支部　支部長	令和２．４．10
白　木　宏　司	滋賀県労働委員会委員 日本労働組合総連合会滋賀県連合会　会長	令和２．10．９
榎　並　典　朗	滋賀県労働委員会委員 ヤンマー労働組合　中央副執行委員長	令和６．２．９
松　本　有　子	滋賀県労働委員会委員 パナソニックアプライアンスユニオン　直轄支部　支部執行委員長	令和７．１．10
中　作　佳　正	滋賀県労働委員会委員 株式会社ナカサク　代表取締役社長	令和３．４．１
緒　方　章　宏	滋賀県労働委員会委員 東レ株式会社滋賀事業場　事務部長	令和５．11．13
川　西　民　雄	滋賀県労働委員会委員 一般社団法人滋賀経済産業協会　専務理事	令和６．１．12
城　月　祐　子	滋賀県労働委員会委員	令和６．４．12

	一般財団法人近畿健康管理センター　専務理事	
西　川　勝　之	滋賀県労働委員会委員 レーク商事株式会社　取締役社長	令和６．４．12
森　野　実知子	滋賀県労働委員会事務局長	令和７．４．１
稲　葉　千　帆	滋賀県労働委員会事務局次長	令和７．４．１

道　路　公　社　公　告

琵琶湖大橋有料道路の料金の徴収期間の変更公告

道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき、琵琶湖大橋有料道路の料金の徴収期間の変更を次のとおり公告する。

令和７年４月11日

滋賀県道路公社理事長　野　﨑　信　宏

１　変更年月日　令和７年３月24日

２　料金の徴収期間　昭和39年９月28日から令和29年１月21日まで